

令和6年12月21日  
防 衛 省

## オスプレイに対する追加的な措置について

- オスプレイについては、本年3月以降、昨年11月の屋久島沖における墜落事故において発生したPRGB（プロップローターギアボックス）の不具合について、各種の安全対策の措置（※）を講じることで、同様の事故を予防・対応してきました。

（※）安全対策の措置の概要

- ・チップ探知機を用いて、全機を対象に運用再開前の予防的点検を行うとともに、維持整備の頻度を増やすことで、PRGBの不具合の予兆を早期に把握。必要に応じPRGBを交換
- ・先般の事故におけるチップの警告灯表示後の搭乗員の対応を踏まえ、予防的措置や緊急時の対応要領を定めたマニュアルについて、同種の事故を防ぐための手順を整理し、追加
- ・日々の飛行の際に事前に作成する運用計画についても、同種の事故を防ぐための手順を整理し、ダイバート飛行場に着陸するまでに必要な飛行時間を制限するといった安全対策の措置を実施

- その後も、米側においては、オスプレイの安全性の更なる向上に向けて継続的に取り組んできたものと承知しているところ、今般、米側が行った分析の結果、一定の飛行時間に満たないPRGBにおいて、不具合が発生する潜在的な可能性が示唆されたため、安全性を更に向上させる観点から、米国時間の12月20日、米海軍航空コマンドから、以下の措置を講ずるよう指示が出されたとの説明を受けております。

- ・ 次の飛行の前に各機のPRGBの飛行時間を確認する点検を実施
- ・ 一定の飛行時間に満たないPRGBを搭載したオスプレイについては、リスクを更に緩和する追加的な措置がとられる。これは、当該機のPRGBが更新されるか、又は、特定の飛行時間を上回るまで、継続する。
- ・ それ以外のオスプレイについては、引き続き本年3月より実施している既存の措置を継続しながら飛行を行うこと。

- なお、本年12月6日（米国時間）に米海軍航空コマンドが行った、飛行の一時的な見合わせに係る推奨は、今般の指示を受け解除されます。米軍各軍種においては、必要に応じ、今般の指示に基づく追加的な措置を講じた上で、順次飛行を再開するものと承知しております。

- 陸上自衛隊V-22オスプレイのうち、今般米側から説明のあった追加的な措置を適用する必要がある機体については、かかる措置を講じ、飛行の安全を確保した上で、飛行を再開していく考えです。